

## 大分県スポーツ振興基金運用委員会規約

(名称)

第1条 本会は、大分県スポーツ振興基金運用委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 委員会は、基金の効果的な運用を図り、本県スポーツの振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 委員会規約の制定及び改廃に関すること。
- (2) 事業計画の策定及び事業の実施に関すること。
- (3) 予算の策定及び事業の実施に関すること。
- (4) その他必要と認めること。

(組織)

第4条 委員会は、別表に掲げる13名以内の者をもって組織する。

2 委員は、大分県教育委員会教育長が委嘱する。

(役員を選出)

第5条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

2 委員長は、大分県体育協会の会長の職にある者をもって充てる。

3 副委員長は、委員長が委員のうちから指名する。

(委員、役員の職務及び任期)

第6条 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、委員長が欠けたとき、又は、委員長が民法（明治29年法律第89号）第108条の規定に該当するときは、委員長があらかじめ指定した順序により、その職務を代行する。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(監事)

第7条 委員会の会計を監査するため、監事を2名置く。

2 監事は、委員会において選任する。

3 監事の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠監事の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(経費)

第9条 委員会の経費は、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(会計)

第10条 委員会の会計に関する事項は、委員長が別に定めるもののほか、大分県会計規則（昭和49年3月30日大分県会計規則第10号）に準ずる。

(委員会の事務局)

第11条 委員会の事務を処理するため、大分県教育庁体育保健課に事務局を置く。

2 事務局に事務局長及び事務局員を置き、事務局長は委員長が選任する。

3 事務局長は、委員長の命を受け、事務局を代表し、事務を総括する。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

- (附則)
- 1 この規約は、平成7年8月31日から施行する。
  - 2 設立当初の委員の任期は、この規約にかかわらず平成9年3月31日までとする。
  - 3 平成22年4月27日から施行し、同年4月1日から適用する。
  - 4 平成23年4月26日から施行し、同年4月1日から適用する。
  - 5 平成25年4月24日から施行し、同年4月1日から適用する。

【別表】

役職	選任資格	人数	
委員長	公益財団法人大分県体育協会会長	1名	
委員	体育協会関係者	役員代表	1名以内
		競技団体代表	4名以内
		地域スポーツ団体代表	1名以内
	学校体育団体代表		1名以内
	学識経験者		4名以内
関係行政機関代表		1名以内	